

原子力規制委員会告示第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条並びに第二十条第二項及び第四項の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 名

眼の水晶体の線量限度の変更のための放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する告示（案）

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二中「硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀」を「硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化

物以外の化合物並びに金銀」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(等価線量限度)</p> <p>第六条 規則第十一条一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト</p> <p>「二・三 略」</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量)</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号へに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第二十条 「略」</p> <p>2 規則第二十条第四項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。</p> <p>三 「略」</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二(同項第五号の三)において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。</p>	<p>(等価線量限度)</p> <p>第六条 規則第十一条一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量)</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号ホに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第二十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 「同上」</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。